

EAA がもたらすアクセシビリティの新しい常識

—欧州アクセシビリティ法（EAA）と EN 301 549 を手がかりに
2025 年以降のサービスをどう備えるか



Introduction

本レポートでは、欧州アクセシビリティ法（EAA）と WCAG 2.2 の関連性、各国の法制度の動向、そして企業に求められる対応について詳述します。

2025 年 6 月、European Accessibility Act（EAA）がついに EU 全域で正式施行されました。これにより、EU 市場において提供される製品・サービスに対して、アクセシビリティ確保が法的義務として明確に求められることとなり、国際展開を行う企業にとっては対応の優先度が一段と高まっています。同時に、W3C が勧告する「WCAG 2.2」は、こうした法制度の技術的な基盤として、今後より多くの国や標準化機関に取り入れられることが見込まれます。

こうした動向の中で、アクセシビリティは「一部の特別対応」から、「すべてのユーザーにとっての必須品質」へと進化を遂げつつあります。対応の遅れは、単なる法令違反のリスクにとどまらず、ブランド信頼性の毀損や市場アクセス制限といった実質的な損失につながりかねません。

本レポートでは、EAA および WCAG 2.2 の概要とその実務的な影響を明確にし、「企業としていつまでに、何を、どのように備えるべきか」をわかりやすく提示します。

国際的な信頼性を維持し、誰もがアクセス可能なサービスを提供し続けるための第一歩として、ぜひ本レポートをご活用ください。



EAA とは？

European Accessibility Act (EAA) は、EU（欧州連合）域内における製品およびサービスのアクセシビリティを統一的に確保することを目的とした包括的な法制度です。高齢者や障害者を含むすべての市民が、平等に情報やデジタルサービスへアクセスできる社会の実現を目指して、2019 年に EU 指令として採択されました。

この指令は、EU 加盟各国に対して「国内法への反映（トランスポジション）」を義務づけるものであり、各国はそれぞれ自国の法制度内で実装を進めてきました。そしてついに、2025 年 6 月 28 日をもって、EAA は全加盟国において義務の適用を開始しました。

対象となる主な製品・サービス

EAA は、障害当事者の「日常生活」に大きな影響を与える以下のような B2C サービスを対象としています

- 銀行のオンラインサービス
- 電子商取引（EC サイト）
- 電子書籍・リーダー端末
- 公共交通機関の Web 予約・チケット発行サービス
- テレビ受信機やモバイル端末などの ICT 製品
- 緊急通報サービスや自動応答の電話サービス

これにより、アクセシビリティ対応は、福祉分野や行政に限られた話ではなく、民間企業の一般サービスにも法的に拡張されたと言えます。

技術基準としての「EN 301 549」

EAA の施行にあたって、技術的な遵守基準として指定されているのが、「EN 301 549 (Accessibility requirements for ICT products and services)」です。これは、欧州電気通信標準化機構 (ETSI) および欧州標準化委員会 (CEN/CENELEC) により共同策定された、ICT (情報通信技術) 関連製品およびサービスのアクセシビリティ要件を網羅的に定義した欧州規格です。

この文書は、Web コンテンツ・ソフトウェア・ハードウェア・モバイルアプリ・電子文書など、幅広い技術分野において共通のアクセシビリティ基準を提供しており、EAA の具体的な技術的裏付けとして機能しています。各国はこの規格に準拠する形で国内法を整備しており、EN 301 549 の内容は、実質的に「EU 全体で共通する技術基準」として強い影響力を持つ存在となっています。

WCAG との関係

現在の EN 301 549 (バージョン 3.2.1) は、Web コンテンツのアクセシビリティ基準として「WCAG 2.1 AA」に準拠しています。しかし、すでに W3C による WCAG 2.2 の正式勧告 (2023 年) を受けて、ETSI/CEN では次期改定 (2025~26 年頃を予定) にて、WCAG 2.2 対応を盛り込む方針が示されています。

これにより、今後は EN 301 549 が WCAG 2.2 を標準として内包することが見込まれ、EAA に準拠する = WCAG 2.2 の達成基準を満たすことが必要になる可能性が高くなります。

企業に求められること

2025 年 6 月の EAA 施行により、EU 域内で提供される製品・サービスを扱うすべての企業にアクセシビリティ確保が法的に義務付けられました。これにより、対象となる企業は、該当する ICT 製品・サービスが EN 301 549 をはじめとするアクセシビリティ技術要件を満たしていることを証明できる体制の構築を求められます。

EAA では、EU 加盟国内に法人を持つかどうかに関わらず、EU 居住者に向けて製品・サービスを提供しているかどうか判断基準となるため、日本企業であっても EC サイトや SaaS、モバイルアプリなどを EU で展開している場合は対象となり得ます。

今求められる具体的なアクション

1. アクセシビリティ方針の明文化
⇒自社 Web サイト・アプリに関する整備方針を公開する
2. WCAG 2.1 の基準確認とギャップ分析
⇒現在の実装と達成基準との比較を実施
3. 開発プロセスへの組み込み
⇒設計～実装までにアクセシビリティ検証を組み込む体制づくり
4. 将来対応への備え
⇒WCAG 2.2 や EN 301 549 の改定動向を継続ウォッチ

企業としてアクセシビリティ対応を「負担」ではなく、将来の競争力や国際信頼性を高める「投資」として捉える姿勢が、今まさに求められています。

まとめ

EAA（欧州アクセシビリティ法）は、EU 全域におけるアクセシビリティ基準の統一を目的とした法制度であり、これまで国ごとにバラつきのあった対応状況に対して、明確なルールと共通基準を提示するものです。

その中核を担う技術基準「EN 301 549」は、今後の改定を通じて WCAG 2.2 の要素を正式に取り込み、国際的なアクセシビリティスタンダードへと進化していくことが確実視されています。

これにより、EU 市場向けの製品・サービスを提供する企業にとっては、WCAG 2.2 への対応が“将来の選択肢”ではなく、“事業継続の前提条件”になりつつある状況です。法令対応としての準拠はもちろんのこと、それ以上に重要なのは、誰もが不自由なく使えるサービスを目指すという、企業の倫理的・社会的責任を果たす姿勢です。

高齢者、視覚・聴覚・認知・身体の種類障害をもつ方々、外国語話者や一時的な障害者など、私たちの社会には多様なユーザーが共に暮らしています。アクセシビリティとは単なる規則順守ではなく、「すべての人にとって使いやすいデザインとは何か」を問い直す営みそのものです。

だからこそ、EAA や WCAG 2.2 への準拠は、企業の信頼性や市場競争力を高めると同時に、インクルーシブな社会の実現に貢献する重要なステップとなります。

今後の制度変更を受け身で待つのではなく、自ら率先してアクセシビリティを推進していく姿勢が、企業価値を長期的に高める鍵となるでしょう。



InfoCreate